

## 四万十町教育委員会会議録（令和4年3月臨時会）

1. 日 時 令和4年3月22日（火）午前9：00～午前11：05

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

### 3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 佐々倉愛

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 岡 英祐 副課長 東 孝典

係長 川下房代

欠席者 教育委員 岡 澄子

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (佐々倉委員)

(4) 議題

①承認第1号専決処分の承認について

②議案第1号指定校区外就学申請の取り扱いについて

③議案第2号指定校区外就学申請の取り扱いについて

④議案第3号四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について

⑤議案第4号四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の廃止について

⑥議案第5号四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について

⑦議案第6号令和4年度教育行政方針について

⑧議案第7号教育委員の辞職について

⑨議案第8号令和4年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について

⑩議案第9号区域外就学申請の取り扱いについて

(5) 協議事項

①四万十町立学校管理運営規則の改正について

②四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する規程の改正について

(6) 報告事項

①スクールガード・リーダーについて

(7) その他

## ①教育委員会関係施設整備計画について

### 6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和4年3月2回目の臨時教育委員会を開催します。

議題に入る前に、承認第1号、議案第1号、2号、9号は個人情報のため非公開といたします。議案第7号については、人事案件であります。教育委員会が承認するものではなく同意する案件のため、公開とし、議案第8号については、会議終了後に非公開で行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程4、議題に入りたいと思います。まず、承認第1号 専決処分の承認について、と追加議案でお配りさせていただいております、議案第9号 区域外就学申請の取り扱いについて、この2議案を一括して議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、承認第1号 専決処分の承認について並びに議案第9号区域外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : ただ今、事務局より説明がありました。承認第1号は、黒潮町との協議に関する専決、そして黒潮町からの回答により、議案第9号で区域外就学申請を承認という形になろうかと思えます。昨年度に引き続きです。この世帯については、何かご意見等ありましたらお願いいたします。特にないでしょか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認第1号 専決処分の承認について、は報告のとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 合わせて追加議案で上げておりました、議案第9号 区域外就学申請の取り扱いについて、事務局の説明、家庭からの申請のとおり承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて並びに議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、両議案を一括議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて並びに議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。転居ということですが、春休みの間に、いつ転居という事実はどうやって把握していますか。

川下学校教育係長 : この申請をいただく時点では、学校からも保護者からも、終業式後と伺ってました。まだ、未定ということでしたので、春休み中にということで理由を書かせていただいています。ただ、今朝、住民の移動者の処理をしたところ、17日に既に住民票を移されておりましたので、お母様に事情を聞いたところ、手続き上、どうしても17日に移す必要があったということでした。今年度のお2人のお子さんの校区外就学の申請をいただくようにしております。実際には、まだ移っていないのですが、住民票

だけは17日付で移られています。

教育長 : 説明がありました。事情により先に転居しているということで、3年度の校区外の申請もいただき、なおかつ令和4年度の、この案件についてもあろうかと思えます。この件について何かございますでしょうか。

横山委員 : 承諾基準は16になってますが、1も関係ありますか。

川下学校教育係長 : 当初、春休み中ということでしたので、小学生については学期途中の転居が該当にならないということで16にしています。中学生については、中学校在学途中の転居で承認された場合、卒業までという期間になっていますので、中学生については1の転居にしています。

横山委員 : 1の関係では、小学生も入ってはいらるんですね。小学校、中学校、同じ、毎年申請は必要ということになっているので、どちらにしても同じかなというのはあるんですが。

教育長 : 兄弟児ですし、在籍中は在籍中、学期年度末であります。学年途中ということで事由1でもどうなのか、この基準は。小学校については、毎年必要で、中学校は卒業までとなっています。

横山委員 : 来年、中学校へ上がる時は今度はどうなりますか。

川下教育課長 : 中学校上がる時には、その他の15番の就学希望中学校の小学校に在籍したことを該当になるかと思えます。

教育長 : 兄弟で1と16と、こちらの事由としてのところですが、その他、特別な事情ということ自体がどうか。

横山委員 : 委員会としたら特別なというのは、どういう理由があるのかなと思いました。

浜田教育次長 : 条項を改正する時に話もさせていただいたように、保護者の意向は出来るだけ尊重するということで、15までに当てはまるのは、それで判断が出来るのですが、今回の小学生分については、ピッタリと当てはまらないということがあって、保護者の意向を汲むために16に当てたということになります。

教育長 : 実際、3月17日に転居しているということは、小学生も1になるのですか。

浜田教育次長 : 1を使うと3月末までしかないので、来年度の話にはならないことになります。

川下学校教育係長 : 今年度の申請であれば1に該当されます。今回は、来年度以降の申請になるので、1については小学生については該当になりません。

教育長 : 学年末までとなっていますので、小学生については、16を使わないといけないようになります。実際、3年度の申請も出てくるわけわけですか。

川下教育課長 : 今朝、電話で提出いただくようお願いいたしました。

教育長 : 3年度分は、1で処理するわけですね。

川下学校教育係長 : 3年度分は、1が該当になります。

教育長 : 来年度については、項目はないので、最後の16というところ。年度途中の学年末の分と来年度の分、兄弟児で承諾基準のナンバーが違います。他はないですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、事務局からの説明と保護者からの申請どおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 合わせて、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、これも同様に承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第3号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について、並びに議案第4号四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱にかかる取扱規程の廃止について、2議案を一括して議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第3号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について、並びに議案第4号四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱にかかる取扱規程の廃止について、説明する。)

教育長 : ただ今、2議案について説明提案がありました。補足はないですか。

浜田教育次長 : 去年の年度末の改正に伴って、ややこしくなった部分を簡素化するのが一つの目的です。それと、要綱と取扱規程を2本を1本にするという改正をしています。

教育長 : 以前は、新入学児の3月支給でしたか。

川下学校教育係長 : ちょうど1年前に改正しています。

教育長 : ちょうど1年前に3月に支給出来る改正をしました。その中で出てきた事務、申請手続きについて、そこも改善していくのと、合わせて、取扱規程との重複分を要綱に全て集約しての改正です。

佐々倉委員 : 36ページの改正後のところの一番下の赤字の線のところなんですけど、新型コロナウイルス感染症への対策としてというのを要綱に入れると、例えば今回は新型コロナウイルスですけども、違うもので感染症でということになったときには、また、これを変えないといけないことはないんですか。新型コロナウイルスに限定してるっていうのは、そうした方がいいのですか。

川下学校教育係長 : 新型コロナウイルスというのが特例ということで取扱規程に加えられたものであると思われまして。一般的な休校によるものは当然、対象にはならないということと思われまして。ですので、今後、新型コロナウイルス感染症のような同等な何か、学校が今までないような休校になるようなことがあれば、その時点でその感染症を加えることになるのかと考えます。

浜田教育次長 : 新型コロナウイルス感染症の援助費については、特別にこうやって取り扱いをしてくださいと国から下りてきています。休みになっても家でご飯を食べないといけないので、ご飯を食べるのを給食費に見なして支給するという取り扱いをなささいというのが、一昨年2月ぐらいに下りてきています。全自治体がコロナウイルスだけ特化した規定を設けて援助費の支給をするようになっています。

教育長 : 一昨年ですか、県下も一斉に臨時休業したときに取り扱いについて通知が来て、新型コロナウイルスという特定の感染症、今後、同等の感染症が出てきた、こういう事態になれば、またここで協議をしていただいて、これに付け加えるなりしなければならぬということになりますね。

佐々倉委員 : 上から下りてきてる規定で支給が決まったり、その枠での支給となるのであれば、多分、その文言に則っていないとややこしいということになるんだと思うんですが、災害が起きたとかで学校自体、同じような状況になるという場合、また、その時にはその時の臨時休業、給食費はまた別でというふうになると、そこに手間がかかると思ったんです。

浜田教育次長 : 他の臨時休業の場合は、給食費を貰わないです。貰わないので、援助費の対象には

ならないのですが、新型コロナは、給食を提供してない分も提供したというふうに見なして援助費を算定をするという特別な取り扱いなので、他の休業は貰わない、この場合は貰っていないけど、貰ったように計算をするということになります。

佐々倉委員： 分かりました。

教育長： 他ございませんでしょうか。それでは、議案第3号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給費支給要綱の改正については、ただ今、説明提案があったとおり、原案について承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 合わせて、議案第4号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱にかかる取扱規程の廃止について、これについても先ほど同様の説明がございました。廃止について、提案のとおり承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、説明する。)

教育長： 議案第5号について、説明提案がありました。委嘱期間については、全ての委員が令和4年4月1日から令和6年3月31日、2年間ですね。

林生涯学習課長： 基本的には、2年間なんですけど、図書館協議会の校長会から推薦される1名の方は充て職ということになりますので、1年交替になってまいります。

教育長： まず、47ページの社会教育委員さんについて説明ありました。新しい方1名の推薦もあるということです。

横山委員： 図書館もあつたんですが、社会教育委員も高等学校と小中学校の4月以降にまた名前が入るんですね。

林生涯学習課長： すみません、説明が抜けておりました。小中学校からと高等学校から1名ずつ推薦がございますので、それについては4月以降にご提案をするという形になります。

教育長： 社会教育委員については、先ほどありました、小中学校並びに高等学校からの推薦もいただき、合計何人になるんですか。

林生涯学習課長： それぞれ1名です。

教育長： それぞれ1名で9名、10人以内ということで9名だということで、学校については4月に決定をするということです。それから、文化財保護委員については変更なし、スポーツ推進委員についても一番最後の松下さんが推薦ということです。松下さんについては、現スポーツクラブの理事もやっていたところなんです。社会教育委員、文化財保護審議会委員、スポーツ推進委員、窪川B&G海洋センター運営委員、図書館協議会委員、この5つの委員さんについて説明がありました。他に何かご意見等はありませんか。

横山委員： 2の文化財で●●さんの後任はどうなりますか。

林生涯学習課長： まだ未定です。

横山委員： 増える場合があるということですね。●●でということはないでしょうが、●●が1名なので、もう1名いたらいいのかなと思いました。

教育長： ●●さんの後任は、現時点ではまだ決まってないということです。

林生涯学習課長： また、あらためて提案をすることになっております。

横山委員： 53ページの規則ですが(3)の公民館というのは、まだあるんですか。

林生涯学習課長： 現在、物理的に公民館というのはないですが、それまでには、大正にも公民館があり、それから十和にも公民館があったので、その名残としてこの文言が残っているのではというところです。

横山委員： 直していくことはしないですか。

教育長： ここだけではなく、公民館という名称などは、他の規則にも残っています。

林生涯学習課長： 社会教育法の中に、まだしっかりと公民館という位置付けが残っているので、それを全て切っていくのか、それとも言葉として残して今後の活動につなげていくのかということについては、ある一定の協議が必要なのかなというところです。

教育長： 時代とともに公民館活動自体が、名前自体が謳われていない社会教育活動、生涯学習活動という括りの中で、いろいろ活動もされていますけども、その辺も含め今後、議題になってくるかと思えます。各委員さんについては、他にございませんでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、議案第5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、現段階の事務局からの説明提案については確認、了承をしていただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第6号 令和4年度教育行政方針について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第6号 令和4年度教育行政方針について、説明する。)

教育長： 令和4年度の教育行政方針について、前回から字句を修正をさせていただいたもので、前のものを見ていただいたと思います。何か、今日のこの時点でご意見等ありましたら、お願いをします。

横山委員： 適切に変更箇所なんかも修正されているので、これでいいのではないかと思います。

教育長： これは、4月1日に校長会・教頭会の合同会でお知らせをして、いろんな分野、施策がありますので、ピンポイントに強力にやっついていけないところだけを引き抜いて説明しないと、振興計画全体を説明してもぼやけますので、教育行政方針からピックアップしてから説明もしていきたいと思えます。

それでは、議案第6号 令和4年度教育行政方針について、はお手元に配付の原案のとおりとさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第7号 教育委員の辞職について、を議題といたします。この件について次長より説明をお願いいたします。

(次長より、議案第7号 教育委員の辞職について、説明する。)

教育長： ただ今、次長より説明がありました。四万十町教育委員会会議規則第3条第2項に基づき、討論を行わないで、その拒否を決めなければなりませんというところになっ

ております。岡委員については、ご承知のとおり、長きにわたり教育委員会関係で業務に携わっていただき、令和3年5月11日より教育委員として活躍をしていただけたということを願っておりましたが、非常に残念であります。辞職願のとおり3月末をもっての辞職願が出てきました。この件について教育委員会で諮って、辞職について同意することについてお諮りしたいと思います。辞職についての同意ですが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ご異議がないものと認めます。議案第7号 教育委員の辞職について、は同意することに決定いたしました。なお、この結果については、中尾町長に通知することといたしておりますので、ご報告いたします。教育委員、岡委員の辞職に伴い教育委員1名が欠員となります。町長との協議の中で5月まで欠員ということにならざるを得ないという状況ですので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議案第8号は、会議終了後にしたいと思います。

それでは、ただ今から休憩をいたします。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

日程5、協議事項に移りたいと思います。協議事項 ①四万十町立学校管理運営規則の改正について、を協議議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、協議事項 ①四万十町立学校管理運営規則の改正について、説明する。)

教育長 : ただ今、事務局より説明報告がございました。小中学校管理運営規則の一部の改正については、以前にもこの中で少し協議もさせていただきましたが、法律改正、事務職員、特に職名等の追加整理が必要なこともありましたので、このように多くの文言修正をしております。この件については、次の教育委員会で最終的に協議はさせていただきますが何か質問はありますか。

横山委員 : 学級編成は届出から報告と変わってますが、教育課程は届出から報告になってますが、学級編成も報告に変えたほうがいいのではないですか。15ページ、21行、学級編成も届出じゃなくて報告ではないかと思うんですがどうですか。

教育課程と学級編成などは、届出したら、まずいので報告じゃないかなと思います。どうですか。

浜田教育次長 : 事務委任規則の中で学校長に委任をする事務の中にあるので、学校長に一定権限があって、その結果について届けてもらう、報告してもらう、大体同じ意味なので、報告のほうに変更をしています。

横山委員 : それから、その下に主幹教諭の、この中に養護教諭や栄養教諭などの追加は要りませんか。

浜田教育次長 : 一般的な分は除いてますので、規定をしないといけないと思うものだけを入れた様になります。これについては他の自治体も参考にさせていただいて、他の自治体の規則等の中にも一般的なものは除かれているので、規定がある分について入れるということとさせていただきます。

横山委員： それと、その下の事務職員の主幹と主査のところの、さび分けが分かりづらい。特定のというのがあって、主査は高度の事務をつかさどるというのがありますが、他のところでは、主幹が高度の専門的な事務をつかさどる、それから主査が大体、専門的事務をつかさどるというところが多いとは思いますが。仕事内容、職務内容が分かりづらい、特定の分かりづらいと思いました。

浜田教育次長： 事務職については法律の規定をそのまま引用している部分があって、学校教育法の改正があって、前はつかさどるではなく、従事するという書き方になっていましたが、法律の改正でつかさどるという書き方になったので、それをそのまま引用をさせていただいているという状況です。あと、事務長の規定が法律でも曖昧なので、そこは法律を引用せずに、そのまま総括主任と事務長、同じ内容になってますが、これは、他の自治体を参考にして書かせていただいているということです。

横山委員： 南国市は、さっき言ったように、主幹は高度の専門的事務をつかさどって、主査が専門的事務をつかさどるとなっていて、こちら辺は、表記の市町村もあるので、そっちの文言のほうが分かりやすいように思います。

浜田教育次長： 一応、法律に目を通して、それに合うような形にはしているつもりなんですけど、再度検討させていただいて、南国市も見てみて修正をすべきというところは、また改めて検討させていただきたいと思います。

横山委員： 学校栄養職員のところもそうですね、また検討してください。

浜田教育次長： はい。

教育長： 他、何か気付いたところとか疑問点等ございませんでしょうか。合わせて2番の、先ほど追加でありました、協議事項 ②四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する規程の改正について、1枚ペーパーの新旧対照表ですが、この件についても一緒に協議なり質疑等があればお願いをいたします。

浜田教育次長： 事務委任の関係の規則については、参考にしたのが高知県の教育委員会の教育長の権限を県立学校の校長に委任をするという規則を参考にして、文言等についてはほぼそのまま使っているところです。高知県の教育長の関係で、うちには当てはまらない部分は省いてますが、その他についてはほぼ同じ内容にしています。

教育長： 他ございませんでしょうか。先ほどいただいたご意見等もございませぬ。法令、そして他の自治体のところももう一度、確認をして分かりやすい表現なり事務等の修正もして、またあらためて議題として、専決になるのか、議案としてなるのかも含め提案させていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

それでは、以上で協議事項 ①四万十町立学校管理運営規則の改正について、②四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する規程の改正について、は終了したいと思います。

続きまして、報告事項 ①スクールガード・リーダーについて、報告事項案件としたいと思います。

(事務局より、報告事項 ①スクールガード・リーダーについて、説明する。)

教育長： スクールガード・リーダーについて再任というところですか。この件についてはよろしいでしょうか。

全委員： はい。



教育長 : 続きまして、その他 ①教育委員会関係の施設整備計画について、事務局より説明をさせていただきます。

(事務局より、その他 ①教育委員会関係の施設整備計画について、説明する。)

教育長 : 現在、令和4年度の予算の計画も上げております。今の現段階の整備計画です。整備計画については以上でよろしいでしょうか。また何かお気付きの点あったら連絡をお願いします。これは、何度も申し上げますけど、内々の資料として取り扱っていただいたらと思います。その他についてはございませんでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、日程の確認をお願いします。3月26日の10時から北ノ川中学校閉校記念式典、4月1日は校長・教頭・主幹教諭合同会を14時からです。その時に、教育委員の紹介があります。

14時から、町長に挨拶をもらい、教育行政方針の説明、その後、研修指導員などから、事務連絡があるので、そのときに退席していただいたらと思います。

それから、4月11日に高岡地区市町村教育委員会連合総会で須崎ですので1時半からですので、ここを1時前、12時50分発ということで、またお手紙を出しますので、お願いします。また、次回の教育委員会の定例会が4月12日火曜日です。

そして、4月25日月曜日が学校関係職員研修会を四万十会館で14時から行います。全学校関係職員が集合する予定で今、取り組んでいます。その時も教育委員の紹介もありますので、出席をお願いします。コロナの状況によりリモートになる可能性もありますので、またご連絡いたします。

高岡地教連については、部会が3部会に分かれます。また、そこは総会のときにお聞きもします。四万十町が特別支援教育部会の事務局の担当になりましたので、令和4年度に特別支援教育部会、そこも含め、高岡地教連の3部会については委員さんにお聞きもいたします。

佐々倉委員 : 5月の定例会はいつでしょうか。

教育長 : 人事案件の議会が、副町長、教育委員の臨時議会があるのが10日か11日かだと思います。教育委員会の定例会をいつやるかですね

佐々倉委員 : その前の週も休みですよ。分かっているとありがたいです。

教育長 : 議会の日程も聞いてご連絡します。早めに日程を、分かっただらいいと思います。調整します。

教育長 : その他は、他にありませんでしょうか。

それでは、議案第8号については会議終了後、行いたいと思います。以上をもちまして、3月第2回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会)

4月の定例委員会予定      令和4年4月12日(火)

教育長 : \_\_\_\_\_

署名人 : \_\_\_\_\_